

---

# 泊村 地域福祉計画

---

2024年度～2028年度



2024年3月  
北海道  
泊村



# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉の推進に向けて	1
3	計画の位置付け	3
4	関連計画との関係	3
5	計画期間	4
6	計画策定の体制	4
<b>第2章</b>	<b>地域を取り巻く状況</b>	<b>5</b>
1	泊村の現状	5
2	地域福祉の推進に向けての課題	12
<b>第3章</b>	<b>第1期地域福祉計画の総括</b>	<b>14</b>
1	ともに支え合う「ひとづくり」	14
2	安心して暮らせる「地域づくり」	15
3	安全で安心な「福祉の環境づくり」	17
<b>第4章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>18</b>
1	基本理念（案）	18
2	基本目標	19
3	施策の体系（案）	20
<b>第5章</b>	<b>施策の展開</b>	<b>21</b>
1	ともに支え合う「ひとづくり」	21
2	安心して暮らせる「地域づくり」	24
3	安全で安心な「福祉の環境づくり」	27
<b>第6章</b>	<b>地方再犯防止推進計画</b>	<b>30</b>
1	計画策定の趣旨	30
2	計画の位置づけ	30
3	計画の対象者	30
4	計画の期間	30
5	泊村の現状	31
6	施策の展開	33
<b>第7章</b>	<b>計画推進のために</b>	<b>34</b>
1	計画の公表、住民への啓発	34
2	地域資源の把握・有効活用	34
3	計画の点検・評価	34
4	地域福祉推進に向けての役割分担	34
<b>資料編</b>		<b>36</b>

1 泊村保健福祉審議委員会 .....	36
---------------------	----



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、地域社会においては、ひとり暮らし高齢者、認知症や障がいのある人など支援を必要としている人は増加している上、災害への対応強化や悪質な犯罪への体制整備も急ぐべき課題となっています。

加えて、全国的に広がる人口減少問題への対応、少子高齢化、核家族化など構造的な問題が進展しつつある中、各種法制度の改正等も進められています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、将来に向けて活力のある豊かなむらづくりを実現していくためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進といった従来の「行政の枠組み」を超えた施策の連携が求められています。

これらの視点に立って、本村の地域福祉の基本的な考え方を明らかにし、村民本位の地域福祉施策を総合的、効果的、効率的に推進するため、泊村地域福祉計画を策定します。

## 2 地域福祉の推進に向けて

### (1) 地域福祉とは

従来、「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象者ごとに分かれた「行政によるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」を思い浮かべることが一般的でした。しかしながら、福祉サービスのような支援を必要とするのは分野で分けられた特定の人だけではありません。地域に暮らす誰もが、日頃の生活の中で何らかの問題を抱え、簡単な手助けを必要とするときがあります。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取組のことです。近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、住民も担い手となり、地域で互いに助け合い支え合うことが必要となっています。

支援を必要とするあらゆる村民に対して、助け合い、支え合いができていく地域をめざし、より適切な支援やサービスを提供するための仕組みの構築と、村民・団体、事業者、社会福祉協議会等

が連携していくため、地域福祉のより一層の推進が今こそ必要です。

## (2) 地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

泊村地域福祉計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すこととなります。具体的には、村民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体に取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互いさまの気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。

### ■地域福祉の向上に向けた4つの助け

<b>自助</b>	個人や家族による支え合い・助け合い。 (個人や最も身近な家族が解決にあたる)
<b>互助</b>	身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支え合い・助け合い。 (隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う)
<b>共助</b>	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い。 (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
<b>公助</b>	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。 (行政でなければできないことは、行政が適切に対応する)

### 3 計画の位置付け

本村が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。また、上位計画となる泊村総合計画に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあります。

#### ■社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

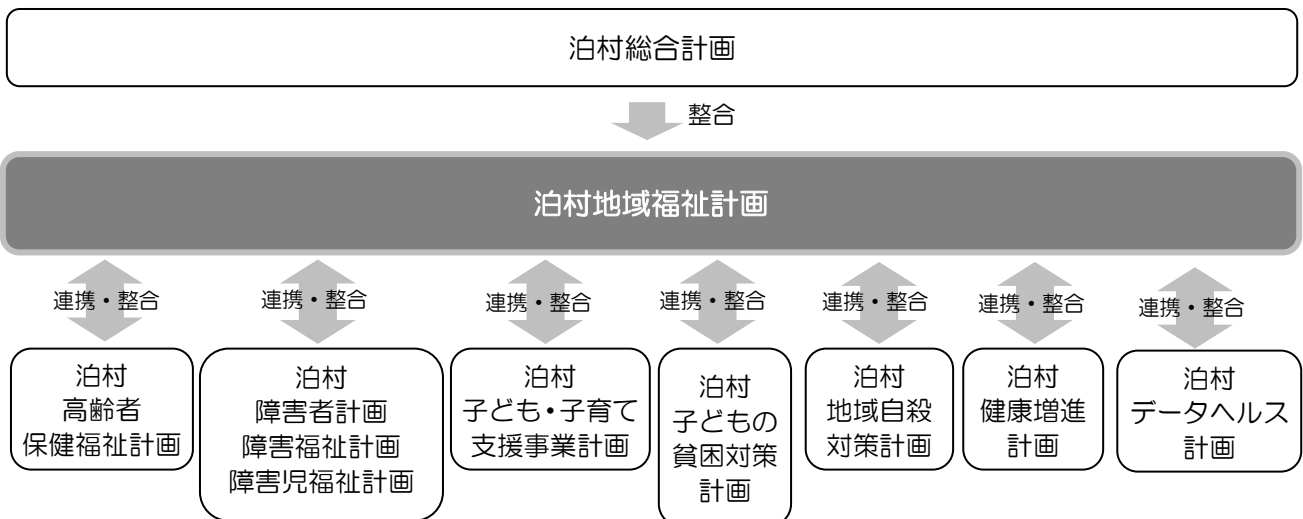
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 4 関連計画との関係

本計画は、「泊村総合計画」を上位計画とし、泊村における福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などをめざして策定するものです。

また、泊村地域福祉計画は保健福祉分野の計画の上位計画として位置付け、計画策定にあたっては、関連する保健福祉分野の計画との整合性に配慮します。


#### ■他計画との関係（イメージ）





## 5 計画期間

本計画の計画期間は、2024年度（令和5年度）から2028年度までの5年間とし、本計画の最終年度である2028年度に見直しを行うこととします。

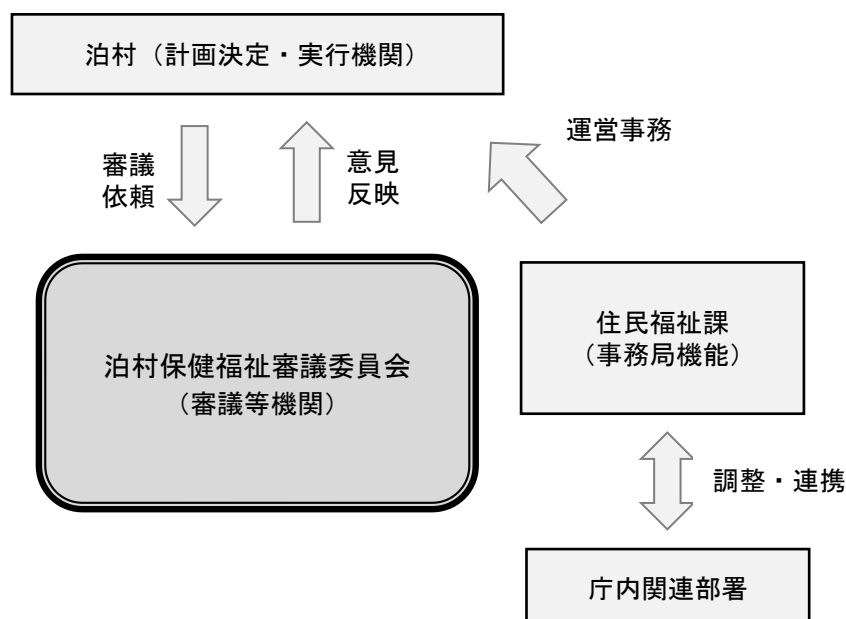
2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)	2031年度 (R13年度)	2032年度 (R14年度)	2033年度 (R15年度)	2034年度 (R16年度)
<b>第2期泊村地域福祉計画</b> <b>《2024～2028年度（5年間）》</b>										
				 見直し	<b>第3期泊村地域福祉計画</b> <b>《2029～2033年度（5年間）》</b>					

## 6 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、福祉担当部門である泊村住民福祉課を中心として、計画の策定を行いました。

また、泊村の現状や村民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者等の構成による「泊村保健福祉審議委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

### ■策定体制のイメージ



# 第2章

# 地域を取り巻く状況

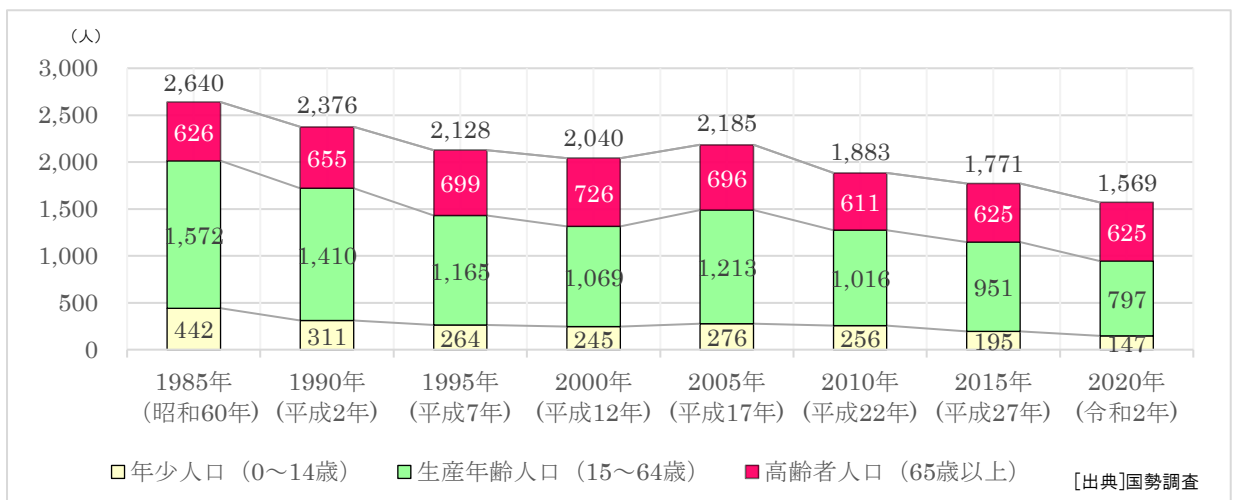
## 1 泊村の現状

### (1) 総人口

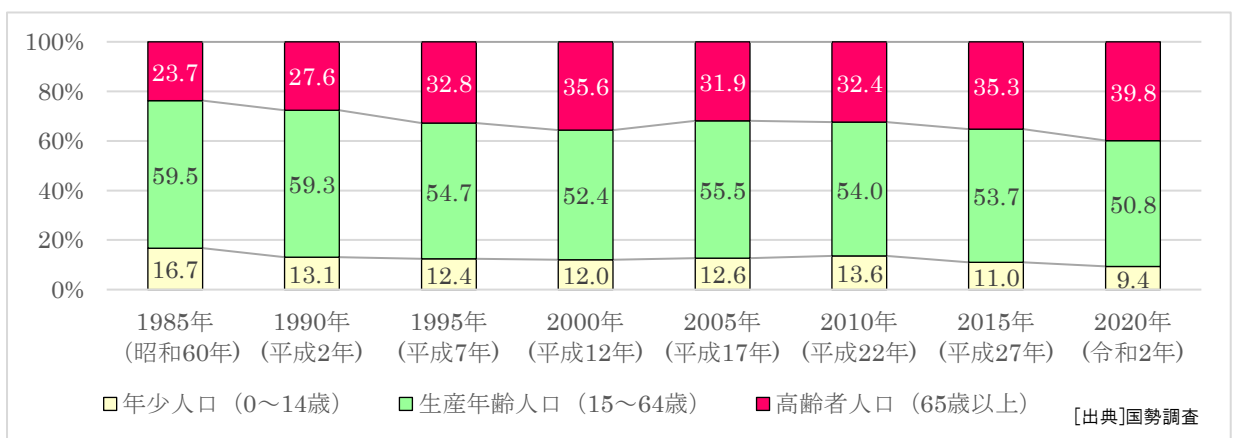
国勢調査に基づく本村の総人口は、1985年（昭和60年）の2,640人から減少傾向が続いており、2020年（令和2年）には1,569人となっています。年齢3区分別の人口をみると、高齢者人口は概ね変動はありませんが、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある状況です。

高齢化率は1985年（昭和60年）の23.7%から増加傾向にあり、2020年（令和2年）の高齢化率は39.8%となっています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



#### ■年齢3区分別人口割合の推移

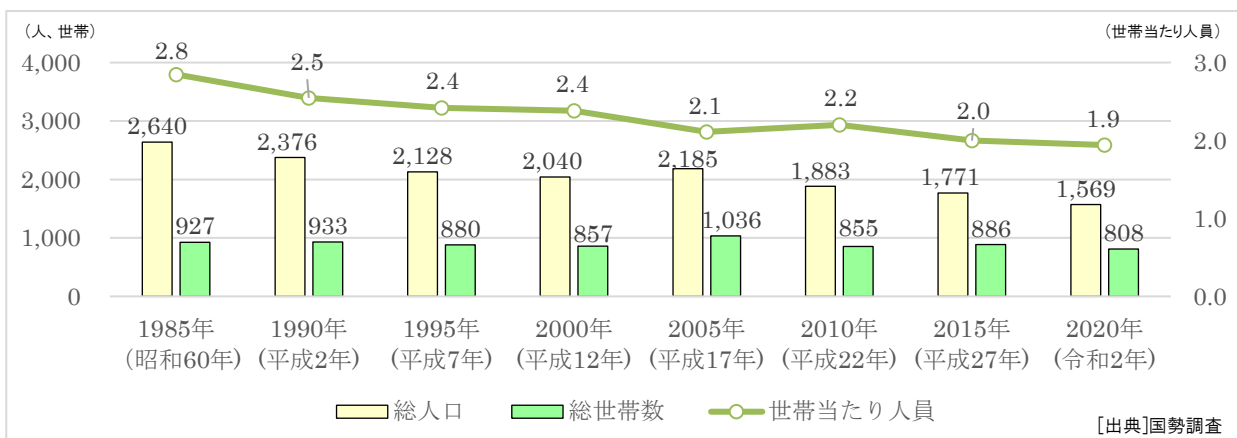


## (2) 世帯数

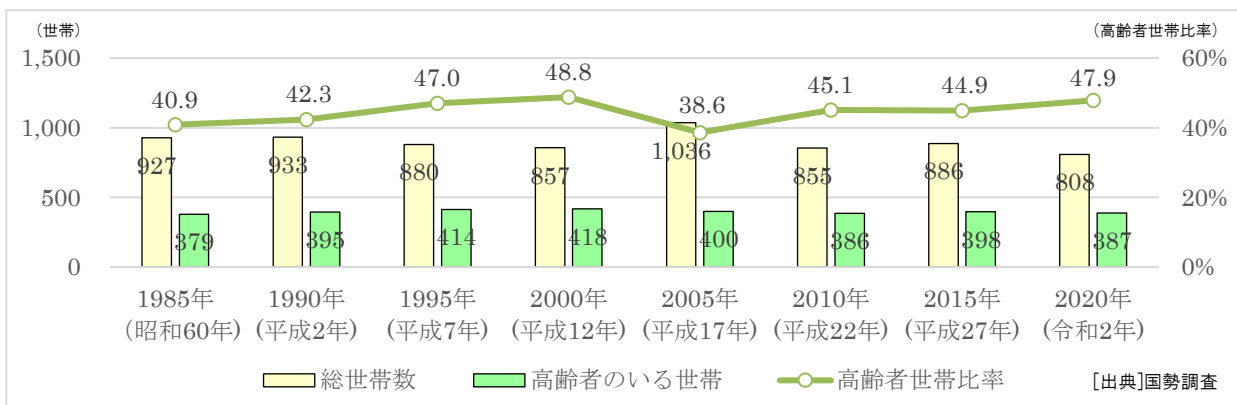
総世帯数は1985年（昭和60年）から増減しながら、2020年（令和2年）には808世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は1985年（昭和60年）から減少傾向が続いており、2020年（令和2年）は1.9人の状況です。

世帯の内訳をみると、高齢者世帯の割合が概ね40%を超えており、その中でも一人暮らし高齢者の世帯割合は1985年（昭和60年）の26.4%から2020年（令和2年）には47.5%にまで上昇しています。

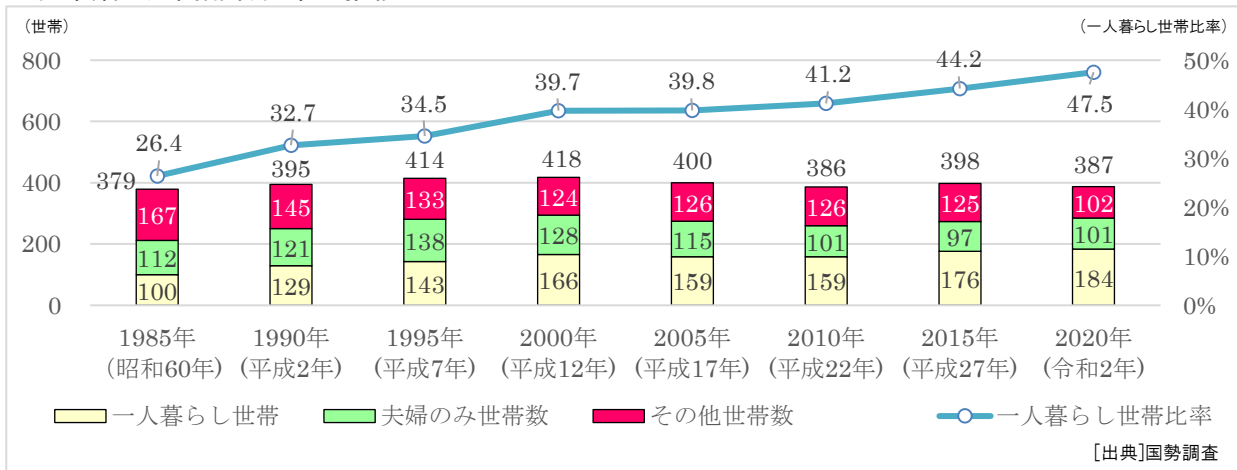
### ■総人口と世帯数の推移



### ■高齢者世帯の推移



### ■世帯類型別高齢者世帯の推移

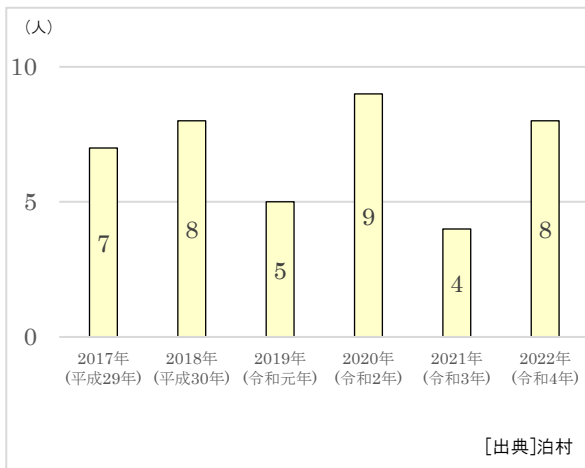


### (3) 子ども・子育て

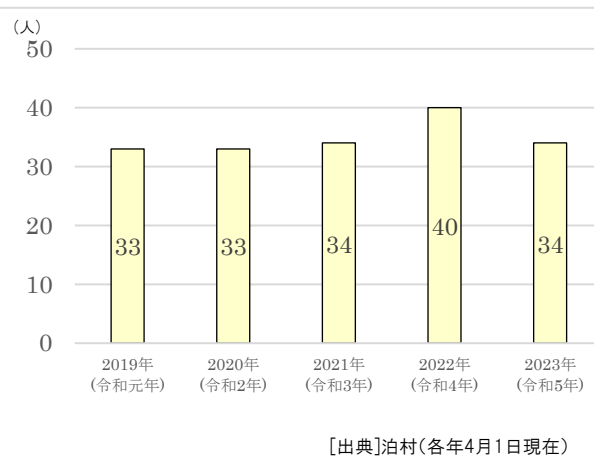
本村の出生数は2017年（平成29年）から4～9人で推移しており、2022年（令和4年）は8人となっています。保育所への入所児童数については2023年（令和5年）は34人となっています。

女性の年齢階級別労働力率をみると、本村は20～49歳の子育て世代において、全国及び北海道の労働力率を概ね上回っている状況であり、仕事と子育ての両立ができる環境が整えられていると考えられます。

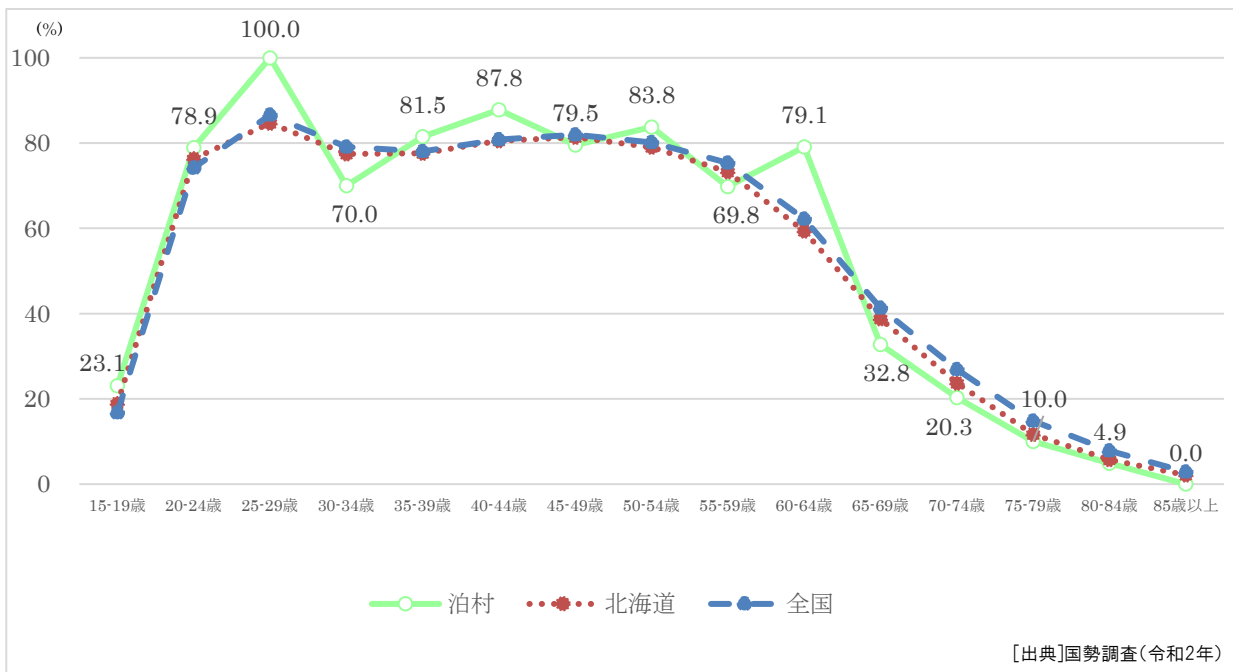
■出生数の推移



■保育所入所児童数の推移



■女性の年齢階級別労働力率

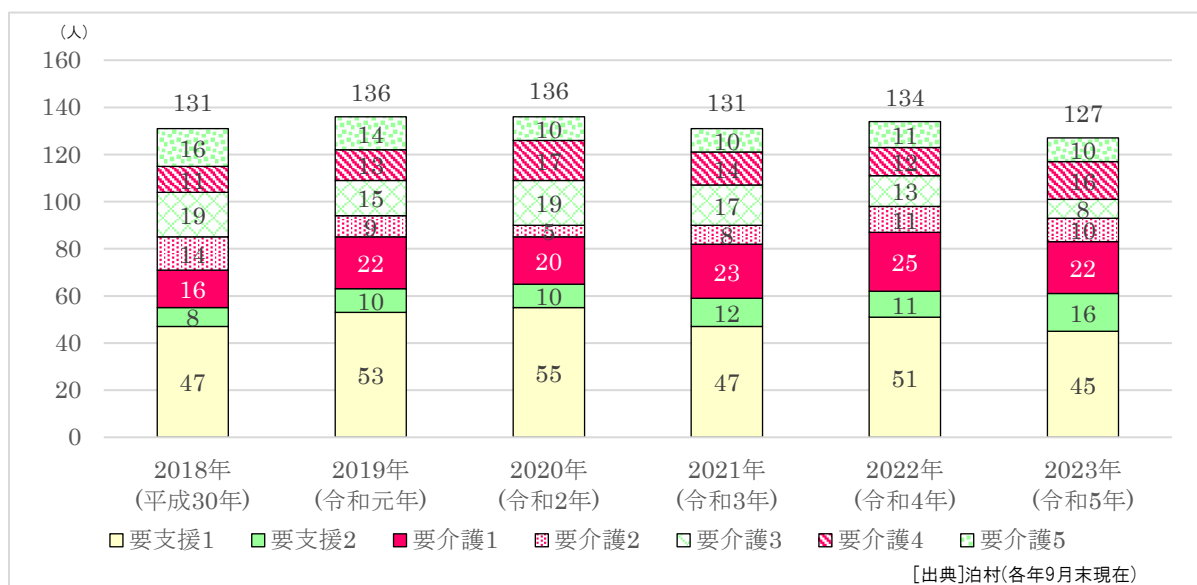


## (4) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は2018年度（平成30年度）の131人から2023年度（令和5年度）には127人となっています。

2023年度（令和5年度）の要支援・要介護認定者を要介護度別で見ると、要支援1が45人（約35%）で最も多く、要介護3以上は34人（約27%）となっています。

### ■介護度別要介護認定者数及び要介護認定率の推移

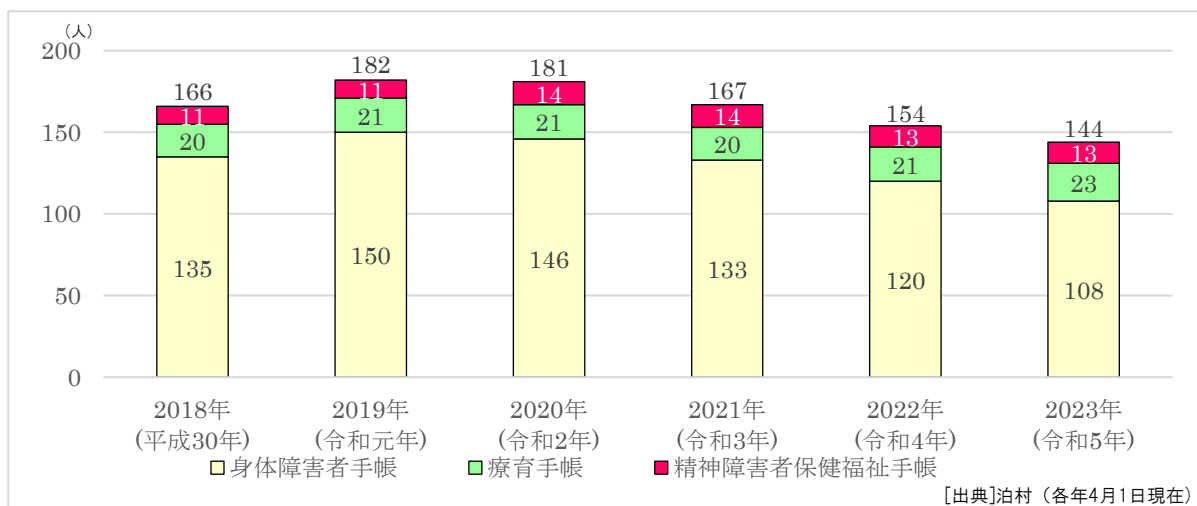


## (5) 障がいのある方

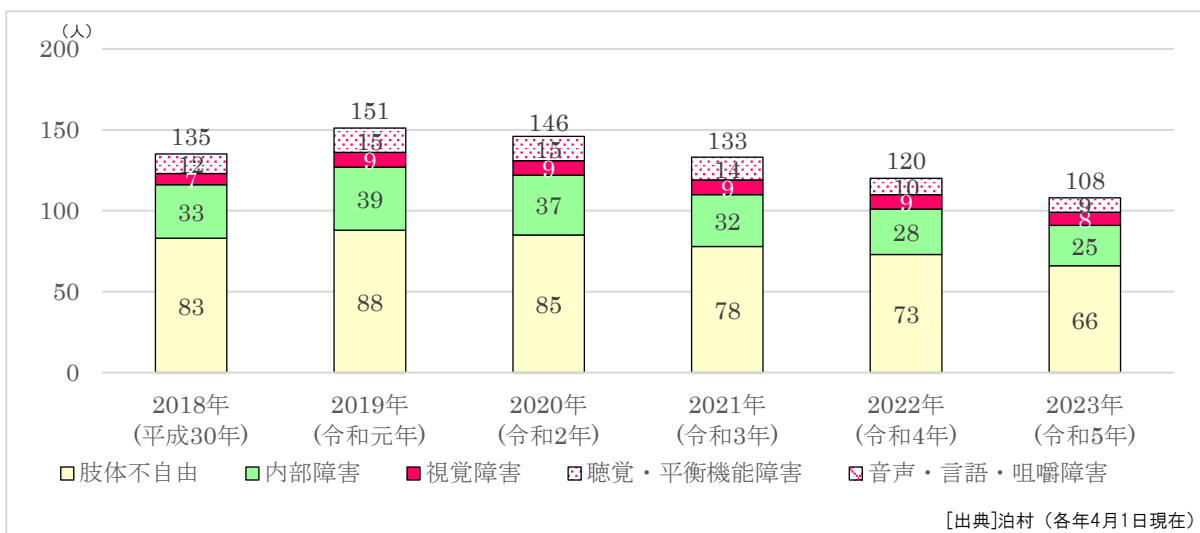
障害者手帳所持者数は2019年（令和元年）からは減少傾向となり、2023年（令和5年）は144人となっています。

障がい種類別で見ると、身体障がい者が全体の75%を占めています。

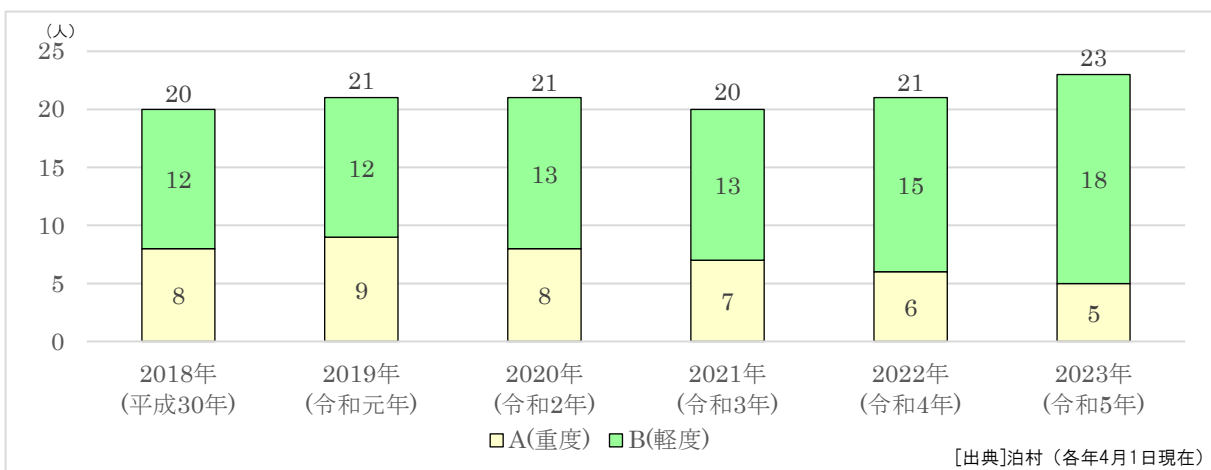
### ■障害者手帳所持者数の推移



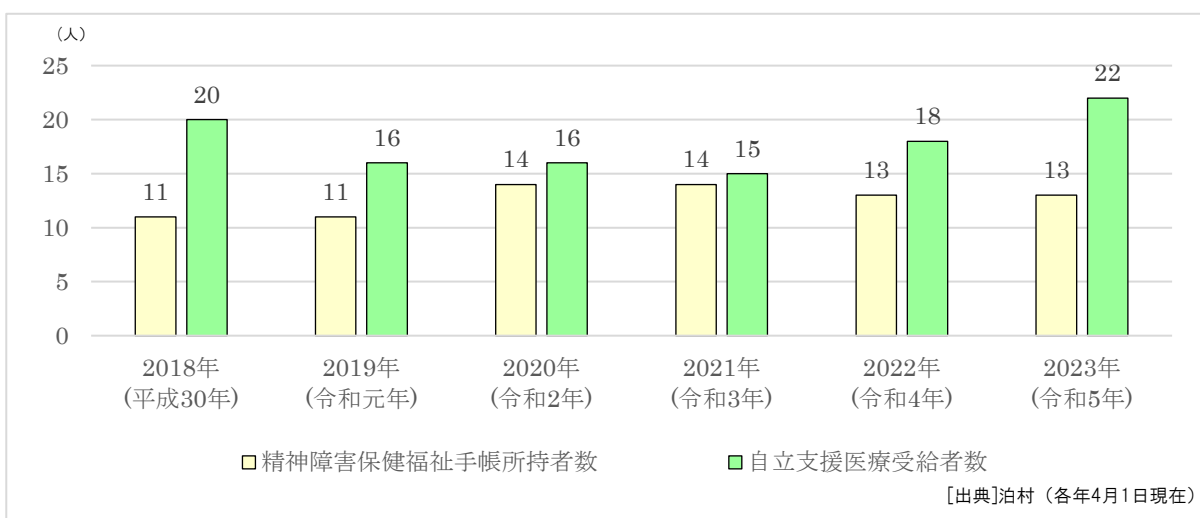
### 障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移



### 程度別療育手帳所持者数の推移



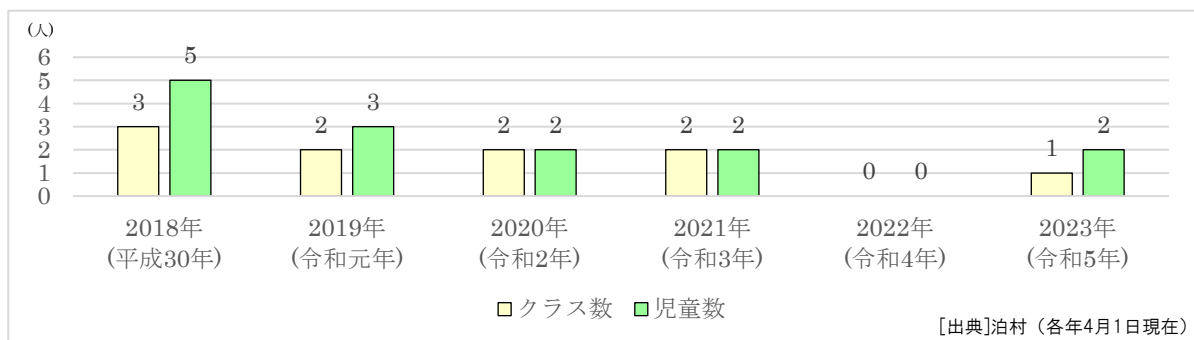
### 精神障害保険福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移



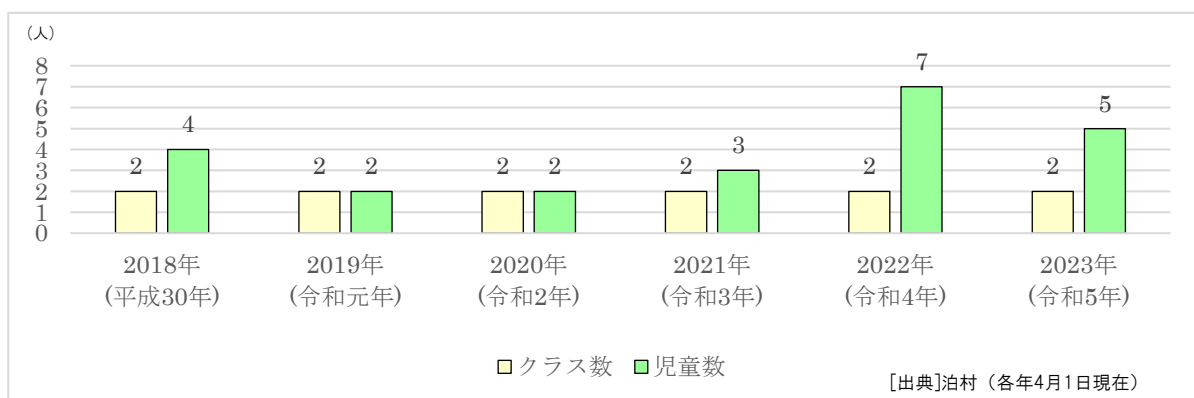
## (6) 特別支援学級

特別支援学級の児童数は小学校では2018年（平成30年）の5人から、2023年（令和5年）は2人となっています。中学校の特別支援学級の児童数は2020年（令和2年）から増加傾向がみられ、2018年（平成30年）は5人となっています。

### ■特別支援学級（小学校）のクラス数と児童数の推移



### ■特別支援学級（中学校）のクラス数と生徒数の推移



## (7) 各地区の状況

地区別に人口等の状況をみると、「渋井・滝の澗地区」以外の地区で高齢化が進んでおり、「盃・興志内地区」は高齢化率が46.0%と最も高くなっています。また、高齢者世帯の割合も40%を超えている地区が多く、「臼別地区」は高齢者独居世帯の割合が38.9%となっています。

### ■各地区（字）の人口等

	堀株地区		渋井・滝の澗地区		茅沼地区		臼別地区		
	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	
住民基本台帳人口（人）	131		232		272		145		
年少人口	6	4.6	36	15.5	24	8.8	11	7.6	
生産年齢人口	84	64.1	166	71.6	128	47.1	72	49.7	
高齢者人口	41	31.3	30	12.9	120	44.1	62	42.8	
世帯数（戸）	80		140		148		72		
高齢者世帯（戸）	29	36.3	25	17.9	92	62.2	47	65.3	
高齢者独居世帯	11	13.8	14	10.0	51	34.5	28	38.9	
高齢者夫婦世帯	10	12.5	4	2.9	19	12.8	10	13.9	
その他高齢者のいる世帯	8	10.0	7	5.0	22	14.9	9	12.5	
要介護認定者数	7	17.1	6	20.0	23	19.2	11	17.7	
障がいのある方	身体障がいのある方	8	6.1	10	4.3	19	7.0	8	5.5
	知的障がいのある方	1	0.8	1	0.4	2	0.7	3	2.1
	精神障がいのある方	2	1.5	0	0.0	1	0.4	1	0.7
園児・児童・生徒数	中学生	2	33.3	7	19.4	5	20.8	6	54.5
	小学生	2	33.3	16	44.4	14	58.3	2	18.2
	保育園・幼稚園	2	33.3	12	33.3	3	12.5	3	27.3
	その他の児童	0	0.0	1	2.8	2	8.3	0	0.0
外国人登録者数	0	0.0	1	0.4	4	1.2	0	0.0	

	泊地区		盃・興志内地区		老人ホーム		村全体		
	人・戸	%	人・戸	人・戸	人・戸	%	人・戸	%	
住民基本台帳人口（人）	338		272		73		1,463		
年少人口	28	8.3	18	6.6	0	0.0	123	8.4	
生産年齢人口	166	49.1	129	47.4	0	0.0	745	50.9	
高齢者人口	144	42.6	125	46.0	73	100.0	595	40.7	
世帯数（戸）	188		160		73		861		
高齢者世帯（戸）	109	58.0	96	60.0	73	100.0	441	51.2	
高齢者独居世帯	64	34.0	55	34.4	73	100.0	266	30.8	
高齢者夫婦世帯	30	16.0	27	16.9	0	0.0	100	11.6	
その他高齢者のいる世帯	15	8.0	14	8.8	0	0.0	75	8.7	
要介護認定者数	13	9.0	22	17.6	34	46.6	116	19.5	
障がいのある方	身体障がいのある方	25	7.4	15	5.5	3	4.1	88	6.0
	知的障がいのある方	2	0.6	6	2.2	0	0.0	15	1.0
	精神障がいのある方	3	0.9	4	1.5	2	2.7	13	0.9
園児・児童・生徒数	中学生	8	28.6	7	38.9	0	0.0	35	28.5
	小学生	7	25.0	4	22.2	0	0.0	45	36.6
	保育園・幼稚園	8	28.6	7	38.9	0	0.0	35	28.5
	その他の児童	5	17.9	0	0.0	0	0.0	8	6.5
外国人登録者数	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	0.3	

[出典] 泊村（2023年4月1日現在）

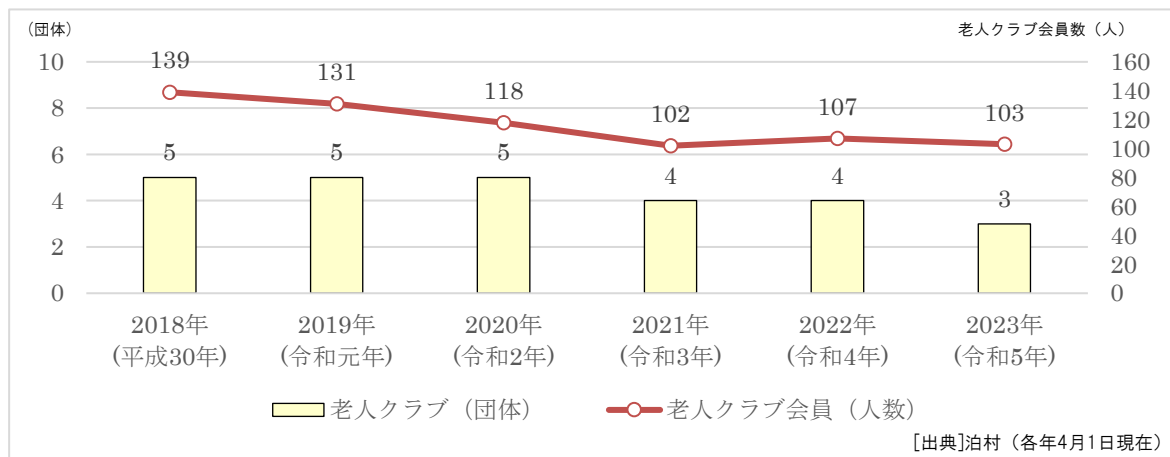


## (8) 地域福祉の担い手の状況

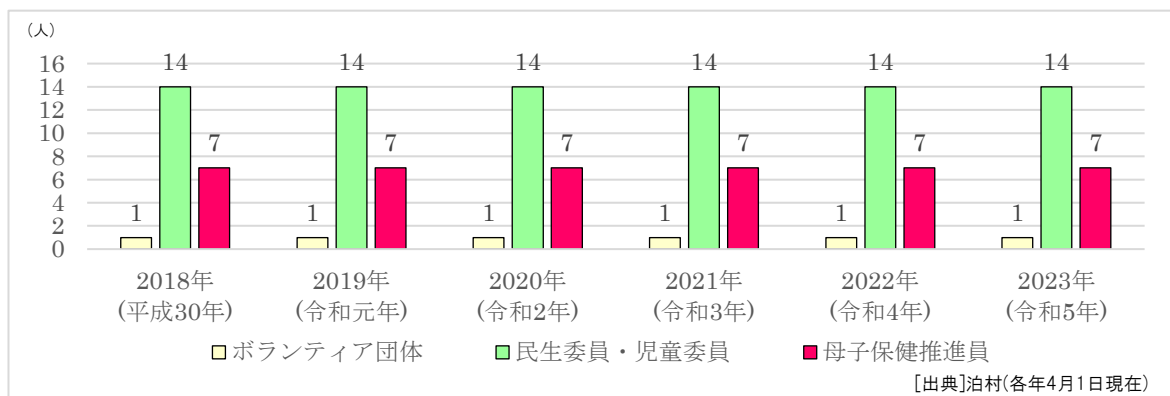
老人クラブの団体数は2020年（令和2年）の5団体から2023年（令和5年）には3団体と減少しており、老人クラブ会員数は2018年（平成30年）の139人から減少傾向となっており、2023年（令和5年）は103人となっています。

地域福祉を支えるボランティア団体数、民生委員・児童委員及び母子保健推進員は2018年（平成30年）から変動ありません。

### ■老人クラブ数及び老人クラブ会員数の推移



### ■ボランティア団体数、民生委員・児童委員数、保健推進員数の推移



## 2 地域福祉の推進に向けての課題

### (1) 少子高齢化の進展

本村の総人口は減少を続けており、年齢3区分別の人口構成をみても15歳未満の年少人口だけでなく、15～64歳の生産年齢人口も減少しています。

また、世帯においても高齢者のいる世帯は総世帯数の4割を超えており、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯の割合が増加しています。

今後は、健康の維持増進に向けた取組を充実させ、若年者は高齢になっても健康を維持してい

けるよう、また、高齢者はできるだけ要介護（支援）状態にならないようにしていくことが大切です。

## **（２）介護・福祉人材の確保**

---

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

本村においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、地域福祉に関するグループワークにおいても担い手や人材確保が課題として挙がっています。

## **（３）誰もが安心して暮らせる環境づくり**

---

今後後期高齢者の増加に伴い要介護・要支援認定者数は増加することも予測されます。また、障がいのある方についても精神障がいが増加傾向となっており、支援を必要とする人は今後も緩やかに増加していくと見込まれます。

今後は、支援を必要とする人も地域においていきいきと暮らしていくことができるよう、村民一人ひとりが個人の意思に基づいて地域活動への参加を勧めていくことが必要です。

## **（４）地域福祉を推進する連携の体制づくり**

---

福祉サービスを提供する上では、行政によるサービスのみできめ細やかに対応することが難しくなってくることから、公的なサービスのみならず、地域住民同士の助け合いを促進していく必要があります。

今後地域福祉を充実させるためには、住民がともに支え合う仕組みづくりへの取組や身近なところでの相談窓口の充実が求められています。今後は地域福祉への村民の関心を高めるとともに、地域における助け合いを促進するための仕組みづくりを進めていくことが重要です。

# 第3章

# 第1期地域福祉計画の総括

## 1 ともに支え合う「ひとつづくり」

◎重点目標：ボランティア活動が組織化され、支え合い活動が充実する

泊村社会福祉協議会のボランティアセンターが窓口となり、令和5年10月から「ボランティアポイント事業」、「有償ボランティア事業」を開始しました。ボランティア登録された方が、ボランティアポイント事業では、「ゴミ出し」、「家事掃除」、「サロン送迎」、「愛のふれあい訪問活動事業」への協力を行っています。2023年度（令和5年度）は協力会員が8名おり、相談が22件、実施が25件ありました。有償ボランティア事業では「除雪」「木の伐採」「畑おこし」への協力を行っています。2023年度（令和5年度）は協力会員が8名おり、相談が16件、実施が8件ありました。

### ■ボランティアポイント事業

協力会員：8名

利用会員：5名（1月末現在）

	相談件数	実施件数
ゴミ出し（1週間）	1	6
電球の交換	0	0
簡易な草取り	0	0
家事掃除	6	4
見守り・声かけ・安否確認	0	0
話し相手	0	0
サロン送迎	11	11
包丁研ぎ	0	0
墓掃除	0	0
愛のふれあい訪問活動事業	4	4
ふれあい広場	0	0
その他	0	0
合計	22	25

### ■有償ボランティア事業

協力会員：8名

利用会員：5名（1月末現在）

	相談件数	実施件数
除雪	14	8
草刈り	0	0
木の伐採	1	0
畑おこし	1	0
買い物代行	0	0
その他	0	0
合計	16	8

[出典]社会福祉協議会

## 2 安心して暮らせる「地域づくり」

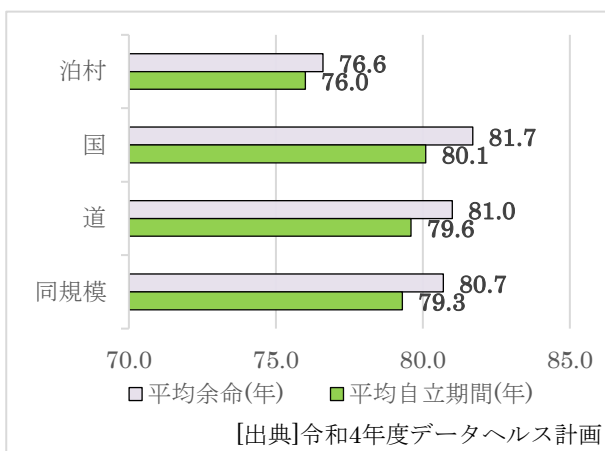
◎重点目標：保険事業と介護予防の一体的な実施を推進する

健康で住み慣れた地域で出来る限り、長く自立した日常生活を送ることが出来るようにするためには生活習慣病の発症や重症化予防、高齢者においては虚弱状態を指すフレイルの予防のため保健事業、介護予防事業など一体的に実施することとしていました。しかし、令和2年からの3年間は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、受診控えや日常生活活動の自粛など身体、社会活動に影響を及ぼす期間があり、各種保険事業等も中止せざるを得ない状況にありました。

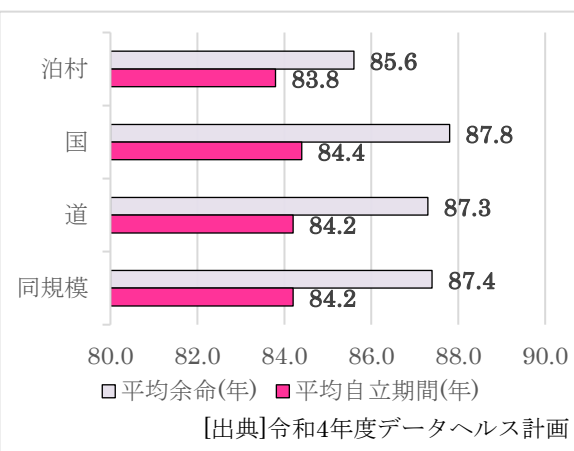
介護データからみた要介護者の有病状況は、「心臓病」80.3%、「脳血管疾患」37.3%で国や北海道よりも有病率が高い状況です。基礎疾患として「高血圧症」が76.4%、「脂質異常症」が45.5%、「糖尿病」が18.8%となっており、予防可能な生活習慣病に起因する疾病を有しています。「健康寿命の延伸」、「生活習慣病の発症、重症化予防」、「住民の健康管理、意識向上」など、村民が健康状況を把握し、必要時、医療機関と連携しながら健康管理に取り組める各種事業、支援の実施が課題になります。

### ■平均余命・平均自立期間

○男性



○女性



■死因別の死亡者数・割合

順位	死因	泊村		国	道
		死亡者数(人)	割合		
1位	悪性新生物	7	20.6%	26.5%	29.2%
2位	心疾患(高血圧性除く)	5	14.7%	14.9%	14.3%
3位	肺炎	4	11.8%	5.1%	5.0%
3位	老衰	4	11.8%	10.6%	8.3%
5位	脳血管疾患	2	5.9%	7.3%	6.9%
6位	糖尿病	1	2.9%	1.0%	1.2%
6位	自殺	1	2.9%	1.4%	1.3%
8位	喘息	0	0.0%	0.1%	0.1%
8位	結核	0	0.0%	0.1%	0.1%
8位	交通事故	0	0.0%	0.2%	0.2%
8位	高血圧症	0	0.0%	0.7%	0.8%
8位	慢性閉塞性肺疾患	0	0.0%	1.1%	1.1%
8位	肝疾患	0	0.0%	1.3%	1.1%
8位	大動脈瘤及び解離	0	0.0%	1.3%	1.5%
8位	腎不全	0	0.0%	2.0%	2.5%
-	その他	10	29.4%	24.0%	24.1%
-	死亡総数	34	-	-	-

[出典]厚生労働省 人口動態調査 令和3年度

■要介護(要支援)認定区分別認定者数・割合

	被保険者数(人)	要支援1-2		要介護1-2		要介護3-5		泊村	国	道
		認定者数(人)	認定率	認定者数(人)	認定率	認定者数(人)	認定率	認定率	認定率	認定率
1号										
65-74歳	242	1	0.4%	4	1.7%	4	1.7%	3.7%	-	-
75歳以上	364	56	15.4%	23	6.3%	32	8.8%	30.5%	-	-
計	606	57	9.4%	27	4.5%	36	5.9%	19.8%	18.7%	20.8%
2号										
40-64歳	452	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	0.2%	0.4%	0.4%
総計	1,058	57	5.4%	28	2.6%	36	3.4%	-	-	-

[出典]住民基本台帳 令和4年度

## ■要介護・要支援認定者の有病状況

疾病名	要介護・要支援認定者(1・2号被保険者)		国	道	同規模
	該当者数(人)	割合			
糖尿病	25	18.8%	24.3%	24.6%	21.6%
高血圧症	97	76.4%	53.3%	50.0%	54.3%
脂質異常症	55	45.5%	32.6%	31.1%	29.6%
心臓病	102	80.3%	60.3%	55.3%	60.8%
脳血管疾患	50	37.3%	22.6%	20.6%	22.1%
がん	17	17.8%	11.8%	12.3%	10.3%
精神疾患	50	38.5%	36.8%	35.0%	37.4%
うち_認知症	29	22.2%	24.0%	21.6%	24.8%
アルツハイマー病	22	15.8%	18.1%	15.9%	18.6%
筋・骨格関連疾患	75	59.5%	53.4%	50.0%	54.6%

[出典]令和4年度データヘルス計画

## 3 安全で安心な「福祉の環境づくり」

### ◎重点目標：移動支援の充実をはかる

高齢者や障がい者、子育て中の家族等、様々な人が外出のための移動手段が確保されるよう、従来からのサービスとして中央バスで利用できる福祉乗車証の利用、障害者福祉サービスの移動支援、軽度生活支援事業における通院介助、サロン送迎により対応しています。また、温泉・通院送迎バス事業を廃止し、令和4年度より村内循環バス事業として1日4便の村内をくまなく運行し、各所へ行ける足としてサービスを実施しています。

中央バス神恵内線は令和6年9月末で廃線の方針が示され、泊村から岩内町を繋ぐ唯一の公共交通がなくなることは、通学、通勤、通院、買い物など、運転免許を持たない交通弱者（子ども、高齢者など）の足の確保が喫緊の課題となります。岩宇4町村が岩宇地域公共交通活性化協議会を設立し、住民説明会（R6.2.13開催）、代替交通に関する協議を行っていますが、今後も引き続き、バス路線の代替え交通について継続協議を進めていきます。

### ■サービス利用者数

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉乗車証交付(実数)	人	217	227	201	211	217
移動支援(実数)	人	6	3	2	3	1
軽度生活援助(実数)	人	37	55	60	69	59
村内循環バス(延べ数)	人	—	—	—	3,879	3,144

※令和5年度は2月末現在

[出典]第9期泊村高齢者保健福祉計画

# 第4章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念（案）

本村では、高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の大きな変動の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化も進んでいます。このようなことを背景に、地域社会における「つながり」の希薄化を指摘する多くの声が聞かれるようになりました。

本村では、上位計画である第5次泊村総合計画において「～行ってみたい・住んでみたい・帰ってきたい～ふらり とまり」を村の将来像に掲げ、福祉分野の基本目標として「幸せに暮らし続けることができる むら」を設定しています。

本計画の推進にあたっては、地域の抱える課題を踏まえ、上位計画である第5次泊村総合計画ともキーワードを共通させる形で整合を図りながら、計画の目指す将来的な方向性となる理念を以下のように設定します。

**基本理念**  
**誰もが自分らしく**  
**安心快適に暮らせる村 とまり**

計画の理念に基づき、地域包括ケアシステムの構築を見据え、誰もが必要なサービスを受容でき、いきいきと暮らせる地域福祉のまちづくりを進めます。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

### (1) ともに支え合う「ひとづくり」

---

地域福祉を支えるのは、様々な「人の力」であり、地域における人と人とのつながりが重要です。そのため、地域を担う人材育成と、地域を知る住民自らがボランティア活動に参加することが大切です。地域や社会の人間関係の中で行われる住民による自主的な活動は、地域の実情に最も即しており、その中で人と人とが結びつき、人の輪が広がっていくことが理想的です。

村民全員が自分にあった方法でともに支え合い、気負うことなくボランティア活動に参加できるような動機付けや方策などを検討し、支え合い活動への幅広い村民の参加を推進します。

### (2) 安心して暮らせる「地域づくり」

---

住民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスにアクセスできるよう分かりやすい情報提供に努めます。

また、障がい者や高齢者などのすべての人のさまざまな生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援の体制整備を図ります。

そのため、支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連携体制を強化するとともに、サービス提供事業者や介護支援専門員相互の連携を支援します。

村民ニーズに的確に対応することができるよう、いわゆる「公助」による福祉サービスの総合的な提供体制の充実を図ります。地域では一人ひとりの「自助」を引き出すとともに、「互助・共助」の精神を共有して助け合いをすることにより、地域社会の中で、町民誰にも役割と居場所があり、住み慣れた地域のなかで安心して生活できるよう、ともに支え合う地域づくりを目指します。

### (3) 安全で安心な「福祉の環境づくり」

---

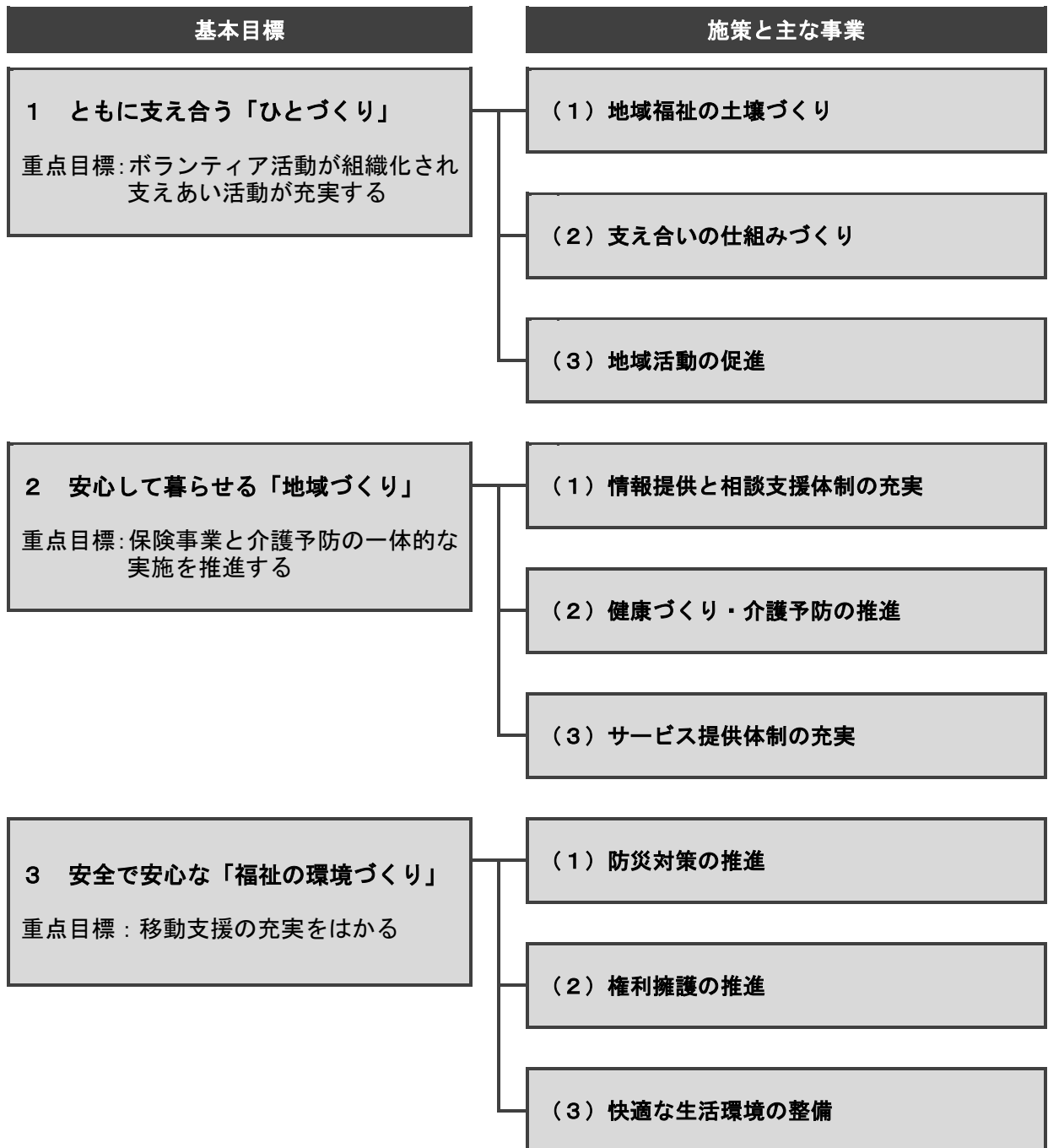
住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において避難等に支援を要する高齢者、障がい者、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

また、地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地域支援体制の整備を推進するとともに、地域福祉活動・交流の場の環境の整備など、「公助」「互助・共助」を中心とした環境づくりを推進します。



### 3 施策の体系（案）

## 誰もが自分らしく 安心快適に暮らせる村 とまり



# 第5章 施策の展開

## 1 ともに支え合う「ひとづくり」

重点目標：ボランティア活動の促進をはかり、支え合い活動が充実する

### (1) 地域福祉の土壌づくり

多くの人々にとって「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスを必要としている高齢者や障がいのある方などの困っている人たちのもの。自分には関係がない。」という意識がまだ多いように思われます。しかしながら、地域福祉の考え方は「すべての住民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある。」という認識の上に成り立っています。

近年は近隣住民との付き合いや地域社会への関心が薄れてきている背景もあり、地域に暮らす住民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にしていこう、地域福祉への理解の促進と啓発を進めていくことが福祉意識の充実のために大切です。

本村では、泊村社会福祉協議会意見交換会を年1回実施し、住民ニーズや村が実施している福祉施策についての意見交換を行っており、ボランティア組織の推進や必要な既存事業の見直しが行われるように努めています。加えて、社会福祉協議会で実施している「ボランティアポイント事業」及び「有償ボランティア事業」におけるボランティア登録者数の増加を図るために、事業の周知に取り組んでいきます。

また、学校における福祉学習として、総合的な学習の時間を活用して老人クラブ交流会やワークキャンプを行い、高齢者との交流や福祉体験の機会をつくっています。

#### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
福祉についての広報・啓発	村民が福祉についての理解・知識を高めるための広報、啓発活動を実施します。 また「認知症ガイドブック」を随時配布、活用し認知症への理解を深めるための広報、啓発活動を行います。	地域包括 支援センター 住民福祉課
社会福祉協議会への支援	村における福祉の中心的担い手である社会福祉協議会と今後より一層の連携強化を図り、ボランティア組織の推進や必要な既存事業の見直しなどを行います。	地域包括 支援センター 住民福祉課

学校における福祉教育の推進	総合的な学習を活用し、老人クラブ交流会やワークキャンプ、出前授業等による福祉体験の機会を通じて、子どもの福祉の心を育む教育を推進します。	教育委員会 地域包括支援センター
---------------	----------------------------------------------------------------------	---------------------

## (2) 支え合いの仕組みづくり

本村でも少子高齢化が進行する中で、ひとり暮らし高齢者についても増加しており、地域での孤立が懸念されています。

そのような中、村内では各地区に民生委員を配置し、地区住民の困りごとや心配ごとへの相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役として活動しています。近年は高齢化により民生委員の選出が難しくなっており、世代間での交流も少ないことから担い手となる人材が少なくなっている状況です。

自分たちでできることは自らの努力で解決を図ることが大切ですが、それでも解決できない場合や、困ったときに互いに助け合える関係を近隣や地域で築いておくことが重要です。

### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
民生委員・児童委員への支援	村民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として活動している民生委員・児童委員の活動への支援を行います。また、民生児童委員定例会議等を通じて、民生委員の資質向上のため必要な情報提供を行います。	住民福祉課
岩内・古宇郡SOSネットワークシステムの継続	徘徊が心配される方について事前登録をし、村内の協力機関（警察、消防、民生委員、地域会、社協、交通機関、商店、金融機関等）による見守り、行方不明時の捜索への協力を行います。	地域包括支援センター
高齢者の見守り活動の推進	80歳の高齢者を対象に生活状況等実態等の把握を行うための調査を今後も継続します。 また、緊急通報の設置等地域における一人暮らし高齢者等の見守り活動を支援します。	地域包括支援センター
子育て家庭の見守り	乳児家庭全戸訪問事業や産後訪問ケア事業等を通して子育て家庭を見守り、家庭のサインを早期にキャッチして適切な支援に結びつけます。 また各地区の母子保健推進委員が、母子のいる家庭の見守りを行います。	健康支援課
子どもの安全対策の推進	小中学校を通じて、泊村通学路安全マップやSOSステーションの周知と理解を進めるとともに、警察等関係機関との連携を進めます。	教育委員会

### (3) 地域活動の促進

人間関係がだんだん疎遠になっている現代においても、多くの人が、人の役に立ちたい、お互いに仲間でありたいと願っていることは、東日本大震災等におけるボランティアの活動をもみても明らかです。

地域福祉を推進するためには、地域住民と関係機関、行政の協働が必要ですが、高齢化の進行等により、地域福祉の担い手が固定化、高齢化する傾向にあり、新たに地域活動を担う人材を発掘・養成していく必要があります。

本村では、年1回の村政懇談会を通じて、地域におけるニーズの収集に努めています。また、生活支援体制整備に向けて送迎ボランティア活動を開始するなど、住民の生活支援ニーズへの対応を図るための取組が進んできています。多様な地域福祉のニーズに対応するために、地域福祉への啓発活動を併せて、住民や地域会などにおける活動への支援を行います。

#### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
地域活動への支援	社会福祉協議会と連携しながら、地域会や老人クラブなど住民が主体となって行われる様々な活動を支援します。	総務課 地域包括支援センター
地域における交流活動への支援	各地域での認知症カフェの開催等、認知症予防に関する集まりなど、地域における自主的な活動への支援を行います。	地域包括支援センター
ふれあいサロンの運営支援	社会福祉協議会と協働し、各地区において、高齢者等が交流する場となるサロンの立ち上げ、運営の支援を行います。また現在活動しているサロンに対して活動支援を行います。	地域包括支援センター
認知症サポーターの養成・活動支援	認知症について、正しく理解し、偏見を持たず認知症の方や家族に対し温かい目で見守るため、「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。また、各団体及び地域の協力を得ながら「認知症サポーター」が活動できる環境づくりなどの支援を行い、介護者の負担軽減を図ります。	地域包括支援センター
ボランティア活動の促進	ボランティア活動の活性化を図るため、村民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、社会福祉協議会を中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。	地域包括支援センター

## 2 安心して暮らせる「地域づくり」

重点目標：保険事業と介護予防の一体的な実施を推進する

### (1) 情報提供と相談支援体制の充実

地域には、高齢者、障がい者、子育て中の家族、生活困窮者など、様々な福祉サービスを必要とする人がおり、特に、複数の問題がある人や、相談したい内容が不明確な人、虐待に関する問題がある人、従来の対象者別の福祉サービスの狭間となる人などに対しては、相談内容から課題を分析して適切な支援につなげていく必要があります。

本村ではこれまで、役場の窓口、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、各種相談機関などにおいて村民からの相談を受け付けており、特に高齢者に対しては地域包括支援センターに相談専用電話を設けて対応を行ってきました。

また、広域連携により設置している岩内消費生活相談センターでは、相談内容に基づき、専門窓口の紹介や苦情処理の対応を実施しています。

今後も、これらの相談体制を維持するとともに、各機関の連携を強化し、様々な問題を解決できる体制を充実させていく必要があります。

#### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
相談窓口の充実	子育てや障がい、高齢者に関する相談や、法律相談、人権相談、消費者相談等各種専門相談業務の充実を図ります。	総務課 産業課 地域包括支援センター 健康支援課 住民福祉課 子育て支援センター
身近な相談体制の確保	民生委員児童委員や各種相談員の活動をより強化するために、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援します。	住民福祉課
地域ケア会議の開催	地域ケア会議を開催し、地域における福祉課題を把握し、各関係機関との連携に努めます。	地域包括支援センター
相談機関との連携による情報の提供	社会福祉協議会など、様々な相談機関との連携により、情報提供体制の充実に努めます。	住民福祉課 地域包括支援センター

## (2) 健康づくり・介護予防の推進

現在の高齢社会においては、要介護状態にならないための健康づくりが重要です。

健康づくりや介護予防は、地域みんなで取り組もうとする傾向になっています。健康であることはすなわち、地域を支える側に立つことであり、それが生きがいとなり健康を増進するという好循環が生まれます。

本村では、介護予防事業として「ころば一ぬ教室」を年15回開催し、運動の他、栄養、口腔ケア等介護予防全般についての普及啓発活動を行っています。

### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
健康づくりの周知・啓発	保健センターだよりによる情報提供を行うとともに、健康相談等により、村民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活するよう、様々な機会や場を通じて啓発します。	健康支援課
疾病予防の機会の提供	予防接種やフッ化物洗口、フッ素塗布など疾病予防につながることに关して取り組む機会を提供します。	健康支援課
健康づくりの場の充実	介護予防事業としての運動教室の実施や、スポーツやレクリエーションの場を継続するほか、運動セミナー等を通じて、体力づくりやスポーツを行う場を提供します。	教育委員会 地域包括 支援センター 健康支援課
健康づくりの学びの場の提供	運動習慣の定着やバランスの良い食生活など、生活習慣に関する学びの場を提供します。	健康支援課
健康診査の充実	健康に関心を持ち、個々の健康管理に役立てるため、特定健康診査や各種がん検診などの充実を図るとともに、周知徹底や受診率の向上に努めます。	住民福祉課 健康支援課
介護予防普及啓発事業	包括だよりによる情報提供や介護予防の基本的な知識を普及併発するためのパンフレットの配布や講演会の開催、生きがいや仲間づくりの事業などを実施します。	地域包括 支援センター
保健・医療・福祉の連携強化	村内の連携を推進します。また、岩内協会病院とは入退院支援情報共有シートを活用し医療と介護の切れ目ない支援体制構築を図ります。	地域包括 支援センター 住民福祉課 健康支援課

### (3) サービス提供体制の充実

住み慣れた地域で自立した生活を続けるには、様々な福祉サービスを利用して、生活を成り立たせなければなりません。福祉サービスを必要としている人は増加しており、これまでのサービス事業所だけでは解決できない問題が出てくることも予想されます。

必要とされる福祉サービスが行き届くようにするためには、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握して、適切な管理運営を行った上で、村及び社会福祉協議会によるサービスや地域のボランティア活動・民間事業者などのサービスを、必要に応じ組み合わせることが大切です。

本村では社会福祉協議会と協働し、軽度生活援助事業として対象者に対する通院のサービスやボランティアでの除雪サービス等実施しており、福祉サービスの充実に努めています。今後も福祉ニーズの把握に努め、既存の福祉サービスの充実を図るとともに、質の向上に取り組みます。

#### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
在宅サービスの充実	在宅の高齢者や障がい者に対する介護予防事業、生活支援事業など、自立のための各種在宅サービスの充実を図ります。	住民福祉課
高齢者向けサービスの充実	介護保険サービスや高齢者向けの福祉サービスなどの充実を図ります。	地域包括 支援センター
障がい者（児）向けサービスの充実	近隣自治体の障がい者（児）向けサービス事業者等と連携し、障がい福祉サービスの充実を図ります。	住民福祉課
子ども・子育て支援サービスの充実	保育所における保育サービスや国が定める子ども・子育て関連サービスの拡充に努めるとともに、子育て応援事業など村独自の子育て支援サービスの充実を図ります。	住民福祉課 健康支援課 子育て 支援センター
母子に関する各種事業の推進	個別支援が必要なケースについては、多職種と連携しながら適切な支援を行います。	健康支援課
生活困窮者等への自立支援の充実	社会福祉協議会など関係機関と連携し、生活困窮者等の一人ひとりの実情を踏まえた支援を行うことにより、早期の自立を推進します。	住民福祉課
高齢者向けサービスの充実	日常生活に支援が必要な方に対し、地域生活の継続ができるようサービスを提供します。	住民福祉課

### 3 安全で安心な「福祉の環境づくり」

重点目標：移動支援の充実をはかる

#### (1) 防災対策の推進

近年、私たちの身近な地域でも大規模な災害が発生しており、人々の防災に対する関心が高まっています。災害発生時には、自分の身は自分で守ることが最も重要ですが、高齢者や障害者の中には自力で避難することが困難な人もおり、あらかじめこれらの人への支援体制を整えておく必要があります。

本村では、泊村地域防災計画に基づき、関係各課と情報を共有しながら「泊村避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。また、災害が発生したときに避難行動要支援者等の要配慮者への支援を直ちに行えるよう、各関係機関との連携体制の構築を目指しています。

災害による被害を最小限におさえるためにも、これまでの防災・減災対策を強化するとともに、地域での防災活動の充実が必要となっています。

#### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
防災に対する啓発	防災だよりの発行等、災害時の備え等をはじめとした意識啓発を行います。	企画振興課
防災に関する情報提供の充実	災害への備えや地域における危険箇所、避難所等の情報提供を行い、地域住民の防災意識の高揚を図るため、ハザードマップの周知・啓発を図ります。	企画振興課
災害時要配慮者支援体制の推進	役場職員が配慮者の現況等把握するとともに、関係各課の情報を集約し、避難行動要支援者名簿の作成を行います。	企画振興課
防災訓練の実施	地域会や関係機関等と連携し防災訓練を実施します。	企画振興課
地域における災害時の体制づくり	地域会による防災活動実施の際は、その周知や事業実施の支援を行います。 また社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアセンターの運営を行います。	企画振興課 住民福祉課
消費者被害の防止	日常的に行う啓発活動を通して特殊詐欺全般に対する住民の危機意識の醸成を図ります。	産業課



## (2) 権利擁護の推進

支援が必要な人たちの権利を守るという動きが近年の我が国では急速に広まってきています。これまで以上に人権を守り、その人らしい暮らしをその人の選択で行えるような取組が広がっています。

本村においても、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、その利用を促進するため、成年後見制度利用支援事業を行っており、これまで成年後見制度は4件、助成制度は1件の利用があります。

今後も、これまで進めてきた施策を継続するとともに、障がいのある方等の差別解消に向けた取組の充実を図ることが必要です。

### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
人権尊重の推進	虐待防止の周知や被虐待者の権利擁護についての啓発など虐待における正しい理解の普及を図ります。また、小中学校や老人クラブ等各種団体へ人権に関する授業を行います。	総務課 教育委員会 地域包括 支援センター
虐待防止の推進	道、村、警察、福祉関係団体、医師会、人権擁護関係団体等で構成するネットワークを組織し、様々な社会資源との連携、虐待の早期発見、虐待防止に取り組めます。	地域包括 支援センター 住民福祉課
成年後見制度の周知	成年後見制度を村民に周知し、利用を促進します。	地域包括 支援センター
成年後見制度の利用者への支援	成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、村長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。	地域包括 支援センター
日常生活自立支援事業の普及・啓発	判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理など、利用者の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する日常生活支援事業について、普及・啓発を図ります。	地域包括 支援センター
障がいのある方への差別の解消	平成28年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、村民を対象に障がいのある方への差別意識の解消に向けた、広報などの取組を推進します。	住民福祉課

### (3) 快適な生活環境の整備

高齢者や障がい者、子育て中の家族等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいような施設が整備されていることが必要です。

本村ではこれまで、公共施設は改修の際にバリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を推進してきました。今後も、新たに施設を整備する際には、高齢者や障がいのある方、児童等が安全で利用しやすい施設の整備に努めるとともに、外出のための移送手段の確保に向けた支援に努めます。

また、村民、泊村交通安全推進委員会、小・中学校、地域会等の協力により、交通事故死ゼロの日数は5,500日を超えており、今後も交通事故死ゼロの日数を継続できるよう取り組みます。

#### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
公共施設等のバリアフリー化	公共施設や村営住宅の整備、改築、改装時に、高齢者や障がいのある方等が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を推進します。	総務課 建設水道課
住宅環境改善への支援	要介護認定を受けている高齢者等が自宅の段差解消や手すり取り付けなど住宅改修を行う際、介護保険を活用し改修費用の一部を支援します。	住民福祉課
道路・橋りょうの維持補修	村道で補修等が必要な箇所の点検を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。橋梁は点検結果に基づき、補修や架け替え等の対応を適切に行います。	建設水道課
交通安全施設の維持管理	道路利用者の安全な通行環境を確保するため、道路照明灯、道路反射鏡及び道路標示などの交通安全施設の適切な維持管理を行います。	建設水道課
交通安全推進活動の充実	交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、街頭啓発、旗の波運動、登下校時の見守り等を実施し、活動の充実を図ります。	総務課
交通安全教育の充実	村民を交通事故から守る為、関係機関、団体等と連携を密にし交通安全教育の充実を図ります。	総務課
移動手段の充実	移動に支障のある人が利用できるよう、社会福祉協議会と協働し移動手段の充実を図ります。	住民福祉課 地域包括 支援センター

# 第6章

# 地方再犯防止推進計画

## 1 計画策定の趣旨

誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪や非行を防止するとともに、犯罪をした者等が再び同じ過ちをしないように、地域の協力と理解を得て円滑に社会の一員として地域生活への定着に向けた支援が重要になっています。

このような状況の中、国では平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、地方公共団体が国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じて施策を講じることや、再犯防止計画を勧告して、地方再犯防止計画を定めるよう努めることとされています。

これを受けて、本村においても地域における犯罪被害を防止し、村民が安全で安心に暮らせるように再犯防止を推進するために、「泊村地域福祉計画」の見直しに合わせて、地方再犯防止推進計画を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に定める地方再犯防止計画として策定するものです。

■再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日号外法律第104号）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧告して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## 3 計画の対象者

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める「犯罪をした者等」で、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者を指します。

## 4 計画の期間

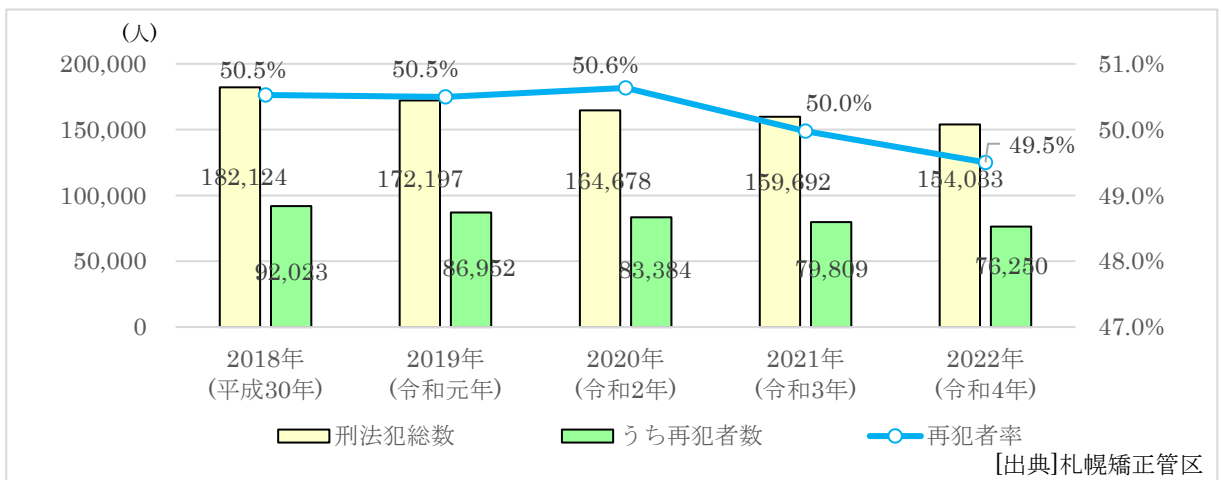
本計画は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間を計画期間とします。  
なお、計画期間中であっても今後の社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

## 5 泊村の現状

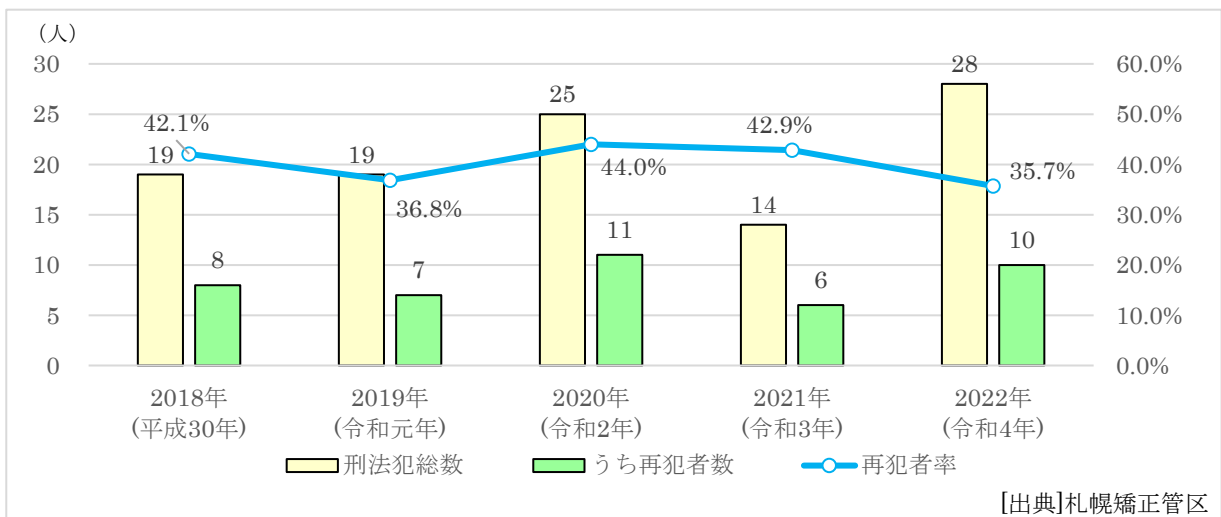
全国の刑法犯総数は減少傾向にあり、その再犯者率は概ね 50%となっています。岩内警察署管内の刑法犯総数は 2022 年（令和 4 年）で 28 人おり、再犯者率は 35.7%と全国平均より低い傾向となっています。泊村の刑法犯数を見ると 2022 年（令和 4 年）には 1 人となっています。

また、北海道の少年院入院者数 2018 年（平成 30 年）の 47 人から減少傾向となっており、2022 年（令和 4 年）は 31 人となっています。

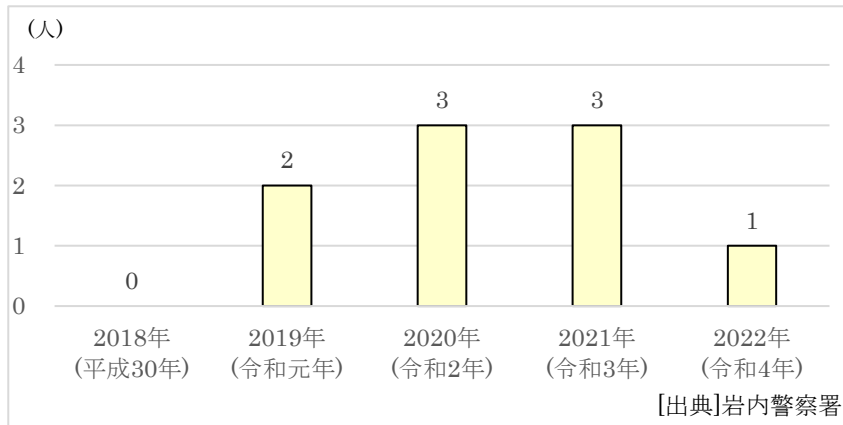
■全国の刑法犯総数、再犯者数及び再犯者率



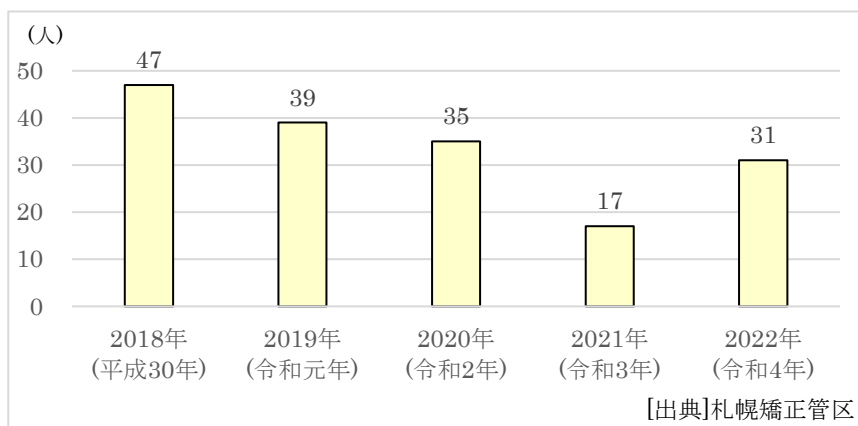
■岩内警察署の刑法犯数、再犯者数及び再犯者率



### ■泊村の刑法犯総数



### ■北海道の少年院入院者数



## 6

## 施策の展開

犯罪をした者等が地域社会の一員として立ち直るためには、行政機関の様々な支援の他に、地域社会の理解と協力が必要です。

そのためにも、保護司会等関係機関と連携して再犯防止に関する広報・啓発活動に取り組みます。

また、児童生徒の非行を未然に防止することが重要であるため、非行や犯罪に関する知識を学ぶ場を提供します。

### ■主な事業・取組とその概要

取組	取組内容	担当課 実施主体
社会を明るくする運動強化月間等における啓発活動の推進	「社会を明るくする運動」強化月間において、関係機関と連携しながら犯罪や非行の防止に関する啓発を行います。	住民福祉課
薬物防止啓発活動	群来まつり会場において啓発に係るティッシュペーパーを配布する等、薬物防止の啓発を図ります。	住民福祉課
保護司会活動の支援	保護司会の活動を支援するとともに、連携して再犯防止に関する広報、啓発活動を行います。	住民福祉課
高齢者への支援	保健医療・福祉サービスについての情報提供や利用調整をする等、高齢者やその家族に対する相談支援を行います。	地域包括支援センター
要保護児童対策地域協議会の設置・運営	関係機関と対象家庭についての情報共有、支援方法を共有し、各機関の役割を明確にして支援を行います。	健康支援課
子ども家庭総合支援拠点個別支援業務	家庭内外での子どもの問題行動や、不登校等について関係機関と連携し、子ども・家庭への個別支援を行います。	健康支援課
精神・発達障がい者への支援	医療機関・警察・相談支援センター・サービス事業所などの関係機関と連携し、個別支援を行う。	健康支援課
小・中学生へのいのちの教育の実施	小学4年生、中学1年生を対象に年1回、委託助産師により性教育を実施し、性犯罪から自らを守る行動ができるよう正しい知識を伝えます。	健康支援課

# 第7章

# 計画推進のために

## 1 計画の公表、住民への啓発

地域福祉計画は、行政機関だけの計画ではありません。実現のためには地域住民や地域で活動する各種団体、事業者等、あらゆる個人・団体に計画内容の浸透を図る必要があります。

そのために、広報誌や村ホームページ、パンフレット等を活用し、本計画内容の公表と、継続的な村民への啓発活動の推進を図ります。

## 2 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で支援を必要としている方を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

## 3 計画の点検・評価

### (1) 泊村地域福祉計画の進行管理

本計画の取り組み状況や目標については、住民福祉課が把握し、関係部署や関係機関と共有しながら、計画の適正な進行管理に努めます。

### (2) 計画の点検と評価

本計画の3つの柱である基本目標に基づいた重点目標について、毎年度、取組状況を取りまとめて、庁内の関係部署と随時進行状況の点検や評価を行っていきます。

## 4 地域福祉推進に向けての役割分担

地域福祉を推進し、誰もが暮らしやすい地域社会を構築していくためには、行政、地域住民、地域活動団体（民生委員・児童委員やボランティア団体等）、福祉サービス事業者などが、それぞれに役割を担うことが必要です。本計画では、それぞれの役割を以下のとおり分担します。

## ( 1 ) 行政の役割

- ①地域住民や地域活動団体、村内外の事業者等の個人・団体が、地域福祉の実現に向けて活動できるよう、相談や支援体制の充実を進める。
- ②地域住民や地域活動団体、事業者等とともに地域福祉を推進していくための連携、協働を図る。
- ③問題発生時、緊急時には関連する各組織・団体等と協力の下、地域住民の生命財産の維持確保のために必要な活動を行う。
- ④「地域住民は福祉を享受するだけでなく、提供者でもある」という村民の意識の向上を促す。
- ⑤地域福祉を担う人材の発掘・育成や意識の醸成に努める。
- ⑥村民からの信頼をより高めるための行政職員の意識の向上、行政運営体制の改善など、継続して行政サービスの向上に努める。
- ⑦福祉施策や地域活動団体への支援の長期的、継続的な支援に努める。

## ( 2 ) 地域住民、地域活動団体（ボランティア団体等）の役割

- ①地域住民は福祉を享受するだけでなく、提供者でもあるという自覚を持ち、地域や身近な人同士が助け合い、支えあう地域社会の醸成に努める。
- ②身近で起きている課題を発見し、その解決に向けて行政や地域活動団体等と連携をとる。
- ③個々の可能な範囲において、行政や地域福祉を推進する各種団体へ積極的に参加・協力を行う。
- ④災害発生等の緊急時に備えて事前の準備、緊急時の活動への参加に努める。
- ⑤行政職員や医療・福祉関係従事者の専門職も、地域住民の一員であるという自覚を持ち、地域社会の様々な活動に積極的に参加する。

## ( 3 ) 社会福祉協議会、福祉サービス事業者等の役割

- ①地域社会に必要な福祉サービス等の供給に努める。
- ②サービスの質の向上に努める。
- ③行政や地域活動団体との協働に努める。
- ④継続的なサービス提供に向けた人材の確保と育成、事業内容の改善・向上に努める。



# 資料編

## 1 泊村保健福祉審議委員会

### ■ 泊村保健福祉審議委員会 委員

	部門	所属団体名等	氏名
1	保健医療関係者	茅沼診療所所長	黒澤 慎司
2	福祉関係者	社会福祉協議会事務局長	高橋 幸大
		とまり保育所所長代理	櫻井 晶浩
3	学校教育関係者	泊小学校長	太田 雅則
		泊中学校長	工藤 淳一
		泊村教育委員会次長	河村 勝
4	障害・介護保険サービス事業関係者	むつみ荘施設長	高橋 英孝
		社会福祉協議会職員	黒田 康文
5	民生児童委員	民生児童委員協議会長	武井 大三
6	その他村長が必要と認める者	泊村PTA連合会長	對馬 真人
		とまり保育所父母の会会長	菊池 あゆみ
		古宇郡漁業協同組合泊青年部長	高橋 洸司
		古宇郡漁業協同組合盃青年部長	小林 辰義
		地域会連合会会長	二瓶 幸雄

---

---

## 泊村地域福祉計画

令和6年3月 発行

発行 北海道 泊村

編集 泊村 住民福祉課

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別 191 の 7

(電話) 0135-75-2134

(FAX) 0135-75-3168

---

---